伊賀市食肉センター設置条例の廃止について

伊賀市食肉センター設置条例を次のとおり廃止しようとする。 平成31年2月26日提出

伊賀市長 岡本 栄

記

伊賀市食肉センター設置条例を廃止する条例

伊賀市食肉センター設置条例(平成30年伊賀市条例第19号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年伊賀市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表と畜作業手当の項を削る。

(伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 平成31年3月分のと畜作業手当の支給については、なお従前の例による。 (伊賀市特別会計条例の一部改正)
- 4 伊賀市特別会計条例(平成16年伊賀市条例第67号)の一部を次のように改正する。 別表伊賀市食肉センター特別会計の項を削る。

(伊賀市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

5 伊賀市食肉センター特別会計の平成30年度分の収入及び支出並びに決算については、 なお従前の例による。

(伊賀市食肉センター施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

6 伊賀市食肉センター施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成30年伊

賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「伊賀市食肉センター特別会計予算(以下「予算」という。)」を「予算」に改める。